

地方公共団体等からの主な要望事項について

平成 29 年 9 月

※本資料は第 44 回審査会（平成 29 年 1 月）以降現時点までに文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目をまとめたものである。

1. 営業損害及び風評被害に係る賠償

- 商工業等に係る営業損害（風評被害）の平成 27 年からの 2 年間の一括賠償について、原子力発電所事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。
- 避難指示区域外における平成 30 年 1 月以降の農林業の賠償について、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた上で賠償基準等を策定させるとともに、農林水産業に係る営業損害については、依然として県内全域で風評被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償が確実に継続されるようにすること。
- 山菜・野生きのこ類の出荷制限による損害を受けた産直団体や根拠書類等を提出できずにいる産直組織等に対し、賠償を行うよう東京電力を指導すること。

2. 避難指示解除後の賠償が継続する相当期間等

- 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」については、解除後の現状をしっかりと把握した上で、地域の状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確保させること。
- 精神的損害及び家賃の賠償が平成 30 年 3 月で打ち切られる。避難指示が解除されたとはいえ、様々な理由ですぐに帰町できない町民が大多数である。そもそもの原因は原発事故にあり、帰町できないことを個人の都合と切り捨てず、帰町できる環境となるまで賠償を継続すること。

3. 中間指針等の見直し等

- 被害者の生活や事業の再建につながるよう、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを行うこと。
- ADRセンターによる和解の仲介について、多くの被害者に共通する損害は、類型化による「指針」への反映によって賠償がなされるべきであり、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を「指針」として明確に示すこと。
- 避難指示解除後の状況を十分に把握し、中間指針の再改定を検討・研究を行う「原子力損害賠償紛争審査会の現地視察」を実施すること。また、視察結果を速やかに公表するとともに、実態に即した東京電力損害賠償が進められるようにすること。

4. その他損害に係る賠償

- 地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。
- 原子力発電所事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行わせること。